



登場  
ページ

## 今週の専門用語

### 株式交付型

株式交付型とは、信託内において委託者（発行法人等）と受託者（信託会社）との間でストックオプションの権利行使を行い、受益者（役員等）が指定された後に株式を交付するスキームのこと。従来は、受益者指定時に課税はされず、株式譲渡時まで課税の繰り延べが可能だった。しかし、令和7年度税制改正では、信託等を利用することで税制適格ストックオプションの要件を満たさずと同じ税優遇効果を生むスキームには規制を行うこととされ、受益者指定時に給与課税されることになった。

### デット・アサンプション

第三者が既存債務の履行を約束し、債務者に代わって返済を担う取引。M&Aや社債の早期償還が困難な際などに用いられ、法的には併存的債務引受に該当する。原債務者は引き続き義務を負い、引受人の支払不能時には遡及義務が残るが、信託設定など一定の要件を満たせば、会計上は負債をB/Sから消去（オフバランス化）できる。財務構造やキャッシュ・フローに大きな影響を与えるため、規模によっては後発事象として注記対象となる。

### ネットアセット・アプローチ

企業価値を評価する方法の1つで、主として評価対象会社の貸借対照表の純資産に着目して株式価値を算定する方法である。具体的な算定方法には「簿価純資産法」や「時価純資産法（修正簿価純資産法）」などがある。今号掲載の未公開裁判事例では、対象会社が保有する各資産の重要性、時価と簿価との乖離の可能性、時価情報の有無が考慮されたうえで、時価評価の対象となる資産・負債のみを時価評価して簿価純資産額を修正する「修正簿価純資産法」により株式価値が算定されている。

18

ページ

27

ページ

31

ページ

From  
編集室

◆先の衆議院選挙での与党側勝利により大綱ベースの令和8年度税制改正法案が国会に提出される運びだ。◆ところで、毎年度の税制改正をめぐっては各府省庁が財務省に税制改正要望事項を提出しているが、税制の執行当局である国税庁は「税制改正意見」を財務省に申し入れている。これは適正・公平な課税及び徴収などの実現に必要な税制上の課題を国税庁企画課が取りまとめたものだ。◆本誌が入手した令和8年度税制改正意見を見ると税制改正法案に盛り込まれる項目も複数みられる。例えば「総合課税対象の社債利子の範囲の整備」はその1つだ。◆改正意見の詳細は近いうちに本誌でお伝えしたい。（SAK）

週刊T&Amaster 第1112号

2026年2月23日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp お願いします。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい